

## ●個人情報の第三者への提供について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当健保組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者等にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示的な同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。当健保組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものいたします。

なお、同意されない場合は当健保組合までお申し出ください。

1. 高額療養費を本人の申請に基づかずに、世帯単位でまとめて事業主経由で支給すること。
2. 付加給付を本人の申請に基づかずに、世帯単位でまとめて事業主経由で支給すること。
3. 保険給付等（各種貸付を含む）に関する書類の授受は、事業主経由で行うこと。
4. 出産育児一時金など現金による給付を、世帯単位でまとめて事業主経由で支給すること。
5. 保健事業に関する書類の授受は、事業主経由で行うこと。
6. 保健事業に関する給付を事業主経由で支給・通知すること。
7. 健診及び保健指導の案内・勸奨を事業主経由で行うこと。
8. 医療費通知を世帯単位でまとめて作成し、事業主経由で行うこと。
9. 資格情報のお知らせを世帯単位でひとつの封筒に封入し、事業主経由で送付すること。